



(八) 右の組織の仕合へを駆逐する。

- (1) 斎藤選舉手年委員会は、支部聯報行委員の統制下に全選舉運動を指導・統制する組織である。斎藤選舉手年委員会の下にオルガナイザーザー團と暴露隊とを編成する。
- (2) オルガナイザーザー委員会は、党の各班（工場・農村内に於けるオルガナイザーザー團）の中から選出された委員によつて構成し、この選舉戦を通じて、未組織大衆を労働組合・農民組合に組織し、組合員中より、党員を組織する仕合を統一的に遂行する。
- (3) 暴露隊は、赤土団として活動すると同時に、各工場・農民を中心とする工場・農村に於ける暴露を実行する。

とする在議会研究会を第一動に奮闘する。  
 (三) 法定運動員總統は、選舉手年委員会の指導下に一切の遮蔽助事務を遂行する。

#### 四、暴露方針

- (1) 斎藤選舉手年委員に於ける暴露の暴露の基本的方針は、  
 ブルジョア政治の暴露
- (2) 商業会あるものか、労働者、農民の利益を求めて擁護するもので  
 あるかと暴露——（へ）ブルジョア政支配の体系の中にあつて、  
 商業会あるものか併せて、実力を持ち得ない性質をもつてあること。  
 （へ）從来の商業会あるものか、ブルジョアジーの一鷹頭機關として、  
 如何に労働者、農民、商産市民の利益を蹂躪して未だかの暴露、殊  
 に役等によつて決定されたる地方政の徹底的暴露。
- (3) 労働者、農民が東洋自立運動の利益を獲るためにには、どうしても  
 勞働組合・農民組合へ入らなければダメだと云ふことをアビン。
- (4) 現在は、どうり小立場から、商業会に試験を送らうとしてゐるも  
 のであるが、宣傳。
- (5) 以上の基準に基く、暴露隊は、暴露方針書を作り、各々宣傳して来た